

## ユニセフ事務管理費について

平成 17 年 7 月 22 日  
経 済 产 業 省

### 1. 事実概要

- (1) ユニセフの要請を受けて、昭和 36 年度から通産省が受託した海外向け援助物資調達業務に関連して、必要な事務管理費がユニセフから通産省に対して支払われていた。
- 当該ユニセフ事務管理費は、援助物資調達に関する旅費、電話代や事務用品代として用いられた。
- (2) その後、昭和 45 年度にユニセフが委託業務のほとんどを通産省から他の機関に移譲したことに伴い、通産省におけるユニセフ関連業務の事務量は減少。その結果、現在残存している出納帳や預金通帳を見る限り、昭和 49 年度の半ば頃を境に、ユニセフ事務管理費の支出はなくなった。
- (3) その残預金は、昭和 49 年頃におよそ 1,800 万円であったが、その後、官房会計課の歴代の経理担当の責任者の下で、「MITI FOR UNICEF」という口座名の定期預金に預け替えられ、また利息が加わって、現在、およそ 5,200 万円弱の定期預金の形で引き継がれていた事実が判明。
- (4) 現在残存している帳簿及び通帳、並びに金員を通帳や証書の形で引き継いできた過去 6 代の経理担当の責任者に対するヒアリングから推測するところ、過去 30 年、利息や定期預金への預け替えのほかは、1 件を除き、金員の出入りはない模様。その 1 件は、昭和 50 年 11 月に会員制レストランの会員権購入に充てられ、4 ヶ月後に解約・返金された。

### 2. 今後の対応

- (1) ユニセフ等関係機関に対して早急に問い合わせを行うなどして、事実関係を確認。
- (2) その上で、ユニセフに対して、適切な形で、金員をお渡しする。
- (3) 事実関係の確認作業後、省内関係者の処分を検討する。

## 参考：通産省におけるユニセフに関する業務の経緯について

平成 17 年 7 月 22 日  
経済産業省

現在残っている資料及び関係者からのヒアリングから判明したことは以下のとおり。

**昭和 36 年度** 通産省は、ユニセフから業務委託の要請を受けて、通産省設置法の一部を改正し、新たな所掌事務(\* 1)として、ユニセフのドル資金による海外向け援助物資を国内において調達する受託業務を開始(\* 2)。

- \* 1 :「国際連合児童基金に供与すべき物資及び役務の調達並びに国連児童基金の委託に基づく物資及び役務の調達に関すること。」
- \* 2 :当初、所管は企業局(当時)。昭和 38 年度に大臣官房会計課に移管され、ユニセフ班設置。

なお、昭和 26 年度から昭和 38 年度まで、我が国はユニセフに対して、現物による拠出を行っており、通産省は援助物資の調達業務を担当。

ユニセフから通産省に対する委託業務に関連して、事務管理費がユニセフから通産省に対して支払われるようになり、旅費(例えば自転車の買付けのため等)、事務用品費や電話代など委託業務に係る必要な事務経費として用いられたとのこと。

**昭和 45 年度** ユニセフは、海外向け援助物資の調達先に対する支払い業務など委託業務のほとんどを通産省から、ユニセフと同じ国連機関である、UNDP(国連開発計画)東京駐在代表事務所に移譲。この結果、通産省におけるユニセフ関連業務に係る事務量は減少した。

**昭和 49 年度** 通産省から大臣官房会計課ユニセフ班を廃止。残存している帳簿上等からは、この頃からユニセフ事務管理費と見られる支出はなくなった。  
昭和 49 年頃の残余額 およそ 1,800 万円

その後、ユニセフ事務管理費の残預金は、定期預金(= 口座名 :「MITI FOR UNICEF」)に預け替えが行われるようになり、昭和 59 年の前には定期預金にほとんど一本化された。

**平成 13 年 1 月** 省庁再編に伴う通産省設置法の廃止によって、ユニセフに関する所掌事務に係る規定を削除。

**現在** ユニセフ事務管理費の残預金は、利息が加わり、歴代の大臣官房会計課の経理責任者の下で引き継がれ現在に至る。

現在の定期預金額 およそ 5,200 万円